

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【会社名】	トピー工業株式会社
【英訳名】	TOPY INDUSTRIES, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 康雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	03(3493)0777
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 山口 政幸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目2番2号
【電話番号】	03(3493)0777
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 山口 政幸
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成25年6月26日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年7月4日
【発行登録書の有効期限】	平成27年7月3日
【発行登録番号】	25 - 関東71
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 441,500,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【発行可能額】	0円(注)1 441,500,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注)2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年2月10日(提出日)である。
【提出理由】	四半期報告書(第121期第3四半期 自平成26年10月1日至平成26年12月31日)を平成27年2月10日に関東財務局長へ提出した。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年6月26日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

**【訂正内容】**

訂正内容は、「表紙」部分に記載のとおりであります。